

障がい者介護事業就労促進事業 【実施状況】

介護事業所アンケート調査（R4 実施）

介護事業所へアンケート調査を行い、障がい事業所へ新たに業務委託ができる（または実施済みについては業務の拡大が可能）との回答が9事業所あり、また将来的に業務委託に前向きな意見もみられた。

○人材不足になっている状況で、介護人材の確保のため業務委託することによって介護職員の負担軽減ができ、介護業務に専念できる。

○以前ハローワークの紹介で障がい者が6ヶ月ほど就業し、事業所等の協力もあったが長くは続かなかった。障がい者の福祉的就労における介護事業への参加は周辺業務も含めて賛成。

○皆何らかの生きづらさを抱えており、少しでも社会に出て働ける様な環境を作る事が、我々の役目と考える。

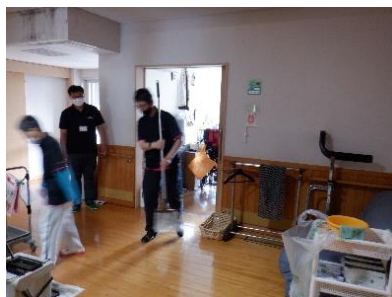
○就業者の確保に苦慮しており、障がい者にも任せられる介護業務があれば雇用したい。しかし、障がいの程度にもよるが、任せられる介護業務には限りがあり現状では雇用は困難。施設の（清掃・洗濯・シーツ交換等）周辺業務は現時点では間に合っているが、様々な成功事例は是非紹介してほしい。

就労体験モデル事業

障がい者を介護事業所で体験就労させ、実際に生じる課題等について整理し、調査報告書としてまとめるとともに、検討会議等にフィードバックすることにより、圏域全体で問題点や課題を共有し、対応について検討する材料とする。

清掃作業事例①

- ・年間委託契約により、月～金 9:30～15:45
- ・清掃は4人体制（清掃作業に従事しているのは9人で、入れ替え制）
- ・作業内容は、各居室の床・洗面台の清掃、ごみの回収、廊下・手すり等の共有スペースの清掃



清掃作業事例②

- ・年間委託契約により概ね毎日
- ・施設の1、2Fのフロア・トイレ・居室50床×2・風呂を2名ずつ計4名、事務所等を1名が担当



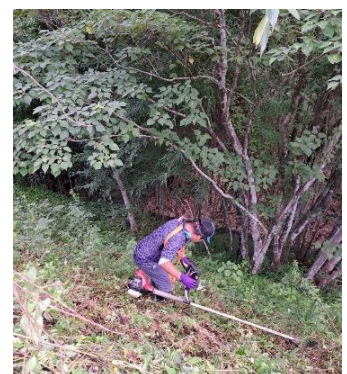
シーツ交換作業事例

- ・シーツ交換（洗濯は外部業者へ委託）、ベッドメイキング等の業務に1名が担当。（1週間で50床）



施設周辺の除草・草引き作業事例

- ・年間委託契約により、年2回（8月と10月）施設周辺の除草・草引き作業を実施
- ・1回あたり5～7日間程度の作業で、5～6人体制
- ・利用者は、刈払機、チェーンソーの安全講習を受講済み



洗濯作業事例

- ・月～土曜日までの1日就労
- ・タオル・食事用エプロン・入所者の衣類の洗濯を2名体制/日で担当（計3名従事）
- ・洗剤の量など、目分量や感覚でやっていた部分を具体的な数値（計量カップ使用）やマニュアルで手順を決めたり、テプラで物の場所や清潔・不潔の区別をわかりやすくしたり等を工夫した。



介護職員初任者研修受講モデル事業

障がい者を対象に、個人の特性や必要な配慮に応じて、わかりやすい講義内容となるよう工夫された介護職員初任者研修を実施し、障がい者の自信につなげるとともに、受講にあたっての問題点や課題等を把握する。

【研修期間】 令和5年8月21日～令和6年3月1日（1日3時間授業、週に2～3日程度）

【受講者】 4名（精神1名・知的3名、男1名・女3名、20代4名）

【修了者】 4名（130時間のカリキュラム受講、知識と技術の評価試験の合格、修了試験の合格）



雇用マニュアルの作成

就労体験モデル事業での報告をもとに、障がい者を介護事業所が雇用する際の手順や留意事項について示した「障がい者雇用マニュアル」を作成し、管内の介護・障がい事業所へ共有。また、就労体験モデル事業での委託事例等も併せて報告し、介護事業所の委託意欲の促進や、障がい事業所の新たな業務分野への意欲を後押しする。

福福連携コーディネーター機能の構築

介護事業所が障がい事業所に業務を委託したい場合に、共同受注窓口が事業所間のマッチングやコーディネーターの役割を担う窓口として、業務内容等の明確化を行い、障がい事業所へ紹介を行う。

事業所間での委託契約の締結後は、業務委託の継続に向けた支援や助言等を行う。